

農事組合法人に関する実態調査

この調査は、18年7月に、国、都道府県が所管する農事組合法人(1,084法人)に対して実施。そのうち回答のあった625法人(回収率57.7%)について集計したものです。

平成19年 1月

経営局協同組織課

平成19年1月9日

農事組合法人に関する実態調査結果

(問1) 農事組合法人を選択した理由(メリット)について(複数回答)

	法人数	割合
(ア) 設立が容易で経費も少なく済むから。	293	47%
(イ) 税制上のメリットがあるから。	240	38%
(ウ) 農業生産法人としてイメージがいいから。	206	33%
(エ) 農協などの協力が得られやすいから。	222	36%
(オ) その他	130	21%
計(法人数)	625	-

(問2) 事業の地区の設定の考え方について

	法人数	割合
(ア) 現行の組合員の地区を設定した。	439	81.6%
(a) 地区は設立時のままで変更していない。	403	74.9%
(b) 地区は設立後に変更した。	36	6.7%
(イ) 将来を考えて広く設定した。	99	18.4%
(a) 具体的に事業を拡大する計画がある。	44	8.2%
(b) 具体的に事業を拡大する計画はない。	55	10.2%
計(有効回答法人数)	538	100.0%

(問3) 組合員について

		設立時		現在	
		法人数	割合	法人数	割合
農民(人)	3人以下	51	8.6%	88	14.9%
	4人～10人	283	48.0%	259	43.9%
	11～20人	72	12.2%	64	10.8%
	21～30人	42	7.1%	50	8.5%
	31～50人	47	8.0%	39	6.6%
	51～70人	36	6.1%	32	5.4%
	71～100人	22	3.7%	25	4.2%
	101人以上	37	6.3%	33	5.6%
農業協同組合(法人)	1～5	21	3.6%	19	3.2%
	6以上	1	0.2%	0	0.0%
農地保有合理化法人(法人)	1～5	1	0.2%	3	0.5%
	6以上	1	0.2%	1	0.2%
その他	1～5	23	3.9%	44	7.5%
	6以上	11	1.9%	13	2.2%
計(有効回答法人数)		590		590	

(問4) 員外従事者について

	従事者数	法人数	割合
(a) 員外従事者数(人)	なし	152	35.2%
	1～3人	143	33.1%
	4人～10人	80	18.5%
	11～20人	25	5.8%
	21～50人	25	5.8%
	51～100人	7	1.6%
	101人以上	0	0.0%
	計(有効回答法人数)	432	100%
(b) 常時従事者数(人)	なし	40	9.3%
	1～3人	72	16.7%
	4人～10人	178	41.2%
	11～20人	62	14.4%
	21～50人	52	12.0%
	51～100人	25	5.8%
	101人以上	3	0.7%
	計(有効回答法人数)	432	100%

(問5) 員外従事者を使用している場合の理由(複数回答)

	法人数	割合
(ア) 組合員の高齢化による労働力不足のため。	95	15.20%
(イ) 規模の拡大又は作業量の増加に伴う労働力不足のため。	169	27.04%
(ウ) 特定の時期に作業が集中し、組合員のみでは対応が不可能であるため。	146	23.36%
(エ) 優秀な人材を確保するため。	89	14.24%
(オ) 作業の分業化のため。	88	14.08%
(カ) その他	34	5.44%
計(法人数)	625	-

注: (問4)は無回答で(問5)のみ回答した法人等を含むことから、(問4)の法人数と一致しない。

(問6) 経営管理の状況について(複数回答)

	法人数	割合
(ア) 企業会計に準じて経理を行い、貸借対照表や損益計算書等を作成している。	551	88.2%
(イ) 企業会計に準じていない。	14	2.2%
(ウ) 監督機関として監事を置いている。	176	28.2%
(エ) 税理士や公認会計士等の外部監査を受けている。	258	41.3%
(オ) 外部監査を受けていない。	78	12.5%
計(法人数)	625	-

(問7)取引先や金融機関等からの決算書や事業報告等の信頼性の確保を求められたことについて

	法人数	割合
(ア)監事の設置や税理士、公認会計士の関与等を求められたことがある。	23	3.9%
(イ)信頼性確保のために上記以外の事を求められたことがある。	53	9.0%
(ウ)特にない。	513	87.1%
計(有効回答法人数)	589	100.0%

(問8)農事組合法人について支障を感じたこと(複数回答)

	法人数	割合
(ア)特に支障を感じない。	447	71.5%
(イ)事業が限定されていること。	72	11.5%
(ウ)発起人、理事や組合員(一部農業者以外が含まれる)が農業者に限定されていること	93	14.9%
(エ)農協法や行政の監督が厳しい。	42	6.7%
(オ)その他	27	4.3%
計(法人数)	625	-

(問9)株式会社への組織変更制度について

	法人数	割合
(ア)制度は知っている。	294	47.6%
(イ)制度は知っているが、利用する意向はない。	96	15.5%
(ウ)知らなかった。	228	36.9%
計(有効回答法人数)	618	-

(問10)株式会社への組織変更について

	法人数	割合
(ア)検討した、又は検討している。	72	11.9%
(イ)検討したが、実行に至らなかった。	11	1.8%
(ウ)検討したことはない。	521	86.3%
計(有効回答法人数)	604	-

(問11)設立の経緯について

経営の効率化等のため

(・農業の規模拡大、・機械、施設の共同利用、・農作業の共同化、・集団での経営、・税制上のメリット、・品質の向上・安定化、・会計の透明性を高めるため、・コスト、作業の効率化、・経営の安定化のため等)

地域・後継者対策等のため

(・耕作放棄地の受入、・農家の後継者育成、・品目横断的経営安定対策に対応、・土地改良区の解散に伴う法人化、・集落内の農作業受託組織、・高齢化、労働力不足への対応、・集落の農地を守るため等)

業務を行っていく上での有利性のため

(・イメージがいい、・市場有利性から、・直販を行うため、・補助事業を受けるため、・融資の借入枠を増やすため等)

経済的地位の向上、就業条件の改善等のため

(・他産業並の就業条件を確保する、・休日や労働時間を守れるから、・社会的信用を高めるため等)

その他

(・農協や行政の指導により設立等)

(問12)その他農事組合法人に関する要望、意見、問題点等

経営に関するもの

(・設備投資の回収に時間がかかるので税制面の配慮、・初期投資が多額なので、無利子、無担保での融資等。)

株式会社等への組織変更に関するもの

(・組織変更を検討したいので資料、相談できるところを紹介してほしい、・法人が発展する上で、組織変更は避けて通れない。簡単に組織変更できるようにしてほしい等。)

農事組合法人制度に対するもの

(・事業、構成員、役員要件の規制を緩和すべき、・議決権は1人1票なので、リーダーシップをとるのが大変、・議決権は1人1票なので、同意見で経営をしないと前向きに進まないことが多い、・制度を守っている法人とそうでない法人の区別をはっきりさせるべき等。)

情報・相談・指導に関するもの

(・農協等も農事組合法人に対する認識が薄く、指導育成が不十分、・解散の手続がわからないので、指導してほしい等。)